

第93期 定時株主総会招集ご通知

日時

平成31年3月27日（水曜日）
午前10時

場所

東京都葛飾区堀切四丁目66番1号
当社本社講堂

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

目次

第93期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
議案及び参考事項	
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役12名選任の件	
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	
（添付書類）	
事業報告	16
連結計算書類	31
計算書類	34
監査報告書	38

(証券コード 4404)
平成31年3月8日

株 主 各 位

東京都葛飾区堀切四丁目66番1号

ミヨシ油脂株式会社

代表取締役社長 堀 尾 容 造

第93期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第93期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成31年3月26日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、平成31年3月26日（火曜日）午後5時30分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成31年3月27日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都葛飾区堀切四丁目66番1号
当社本社講堂（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第93期（平成30年1月1日から平成30年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第93期（平成30年1月1日から平成30年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役12名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

-
- ◎ 当日の受付開始は午前9時を予定しております。
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.miyoshi-yushi.co.jp/ir/index.html>）に掲載させていただきます。
- ◎ 株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.miyoshi-yushi.co.jp/ir/index.html>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって本招集ご通知の添付書類の連結計算書類および計算書類は、監査役および会計監査人が監査報告書を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

【議決権行使についてのご案内】

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。

後記の株主総会参考書類（6～15ページ）をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

1. 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、本定時株主総会当日に会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

また、本招集ご通知をご持参ください。

日時 平成31年3月27日（水曜日）午前10時

場所 東京都葛飾区堀切四丁目66番1号
当社本社講堂

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

2. 郵送（書面）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 平成31年3月26日（火曜日）午後5時30分到着分まで

3. インターネットで議決権を行使される場合



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 平成31年3月26日（火曜日）午後5時30分まで

スマートフォンをご利用の株主様
スマートフォンでの議決権行使は、**1回に限り**「ログインID」
「仮パスワード」の**入力が必要**になりました！

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

平成31年3月26日（火）
午後5時30分まで

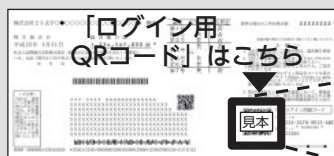
スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法



「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

※下記方法での議決権行使は1回に限ります。

1. QRコードを読み取る

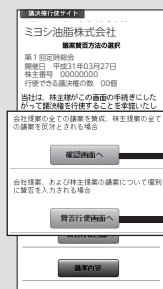


議決権行使書副票（右側）

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

2. 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



3. 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って行使完了です。

二回目以降のログインの際は…

次頁の記載のご案内に従ってログインしてください。

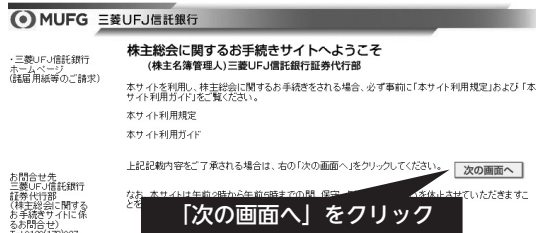
機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

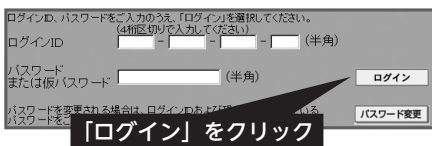


ログインID・仮パスワードを入力する方法

1. 議決権行使ウェブサイト にアクセスする



2. お手元の議決権行使書用紙の 副票 (右側) に記載された「ログイン ID」および「仮パスワード」を入力



3. 「新しいパスワード」と 「新しいパスワード (確認用)」 の両方に入力



以降は画面の案内に従って賛否を
ご入力ください。

議決権行使ウェブサイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>




ご注意事項

- インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

【議決権行使サイトの操作方法に関する お問い合わせについて】

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部

 **0120-173-027**

(通話料無料、受付時間：9：00～21：00)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第93期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに株主の皆様への安定的な配当の継続を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき40円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、412,069,240円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成31年3月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社の生産設備において、バイオガス発電を行うことから、今後の事業展開に備えて、現行定款第2条(目的)に事業目的を追加するものであります。併せて、今後取り組む予定のない事業につきましては目的から削除を行うものであります。

2. 変更の内容

(下線部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. マーガリン、ショートニング、ラード、その他食用油脂の製造ならびに販売	1. マーガリン、ショートニング、ラード、その他食用油脂の製造ならびに販売
2. 石鹸、洗剤および化粧品の製造ならびに販売	2. 石鹸、洗剤および化粧品の製造ならびに販売
3. 硬化油、脂肪酸、グリセリン、可塑剤の製造ならびに販売	3. 硬化油、脂肪酸、グリセリン、可塑剤の製造ならびに販売
4. 一般繊維処理剤、工業用界面活性剤の製造ならびに販売	4. 一般繊維処理剤、工業用界面活性剤の製造ならびに販売
<u>5. 酸素、水素の製造ならびに販売</u>	(削 除)
<u>6. 一般医薬品および日本薬局方セタノール、セタノールをもってする医薬品、農薬品の製造ならびに販売</u>	<u>5. 一般医薬品および日本薬局方セタノール、セタノールをもってする医薬品、農薬品の製造ならびに販売</u>
<u>7. その他油脂製品、食品、これらに関連する機器および容器の製造ならびに販売</u>	<u>6. その他油脂製品、食品、これらに関連する機器および容器の製造ならびに販売</u>
<u>8. 不動産および各種施設の売買、貸借ならびに管理</u>	<u>7. 不動産および各種施設の売買、貸借ならびに管理</u>
(新 設)	<u>8. 発電および売電事業</u>
9. 前各号に関連する一切の業務	9. 前各号に関連する一切の業務

第3号議案 取締役12名選任の件

本総会終結の時をもって取締役10名全員が任期満了となります。つきましては、業務執行およびコーポレート・ガバナンス体制の強化を行うため、取締役2名を増員し、取締役12名（うち社外取締役2名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社 株式数
1	ほり お よう ぞう 堀 尾 容 造 (昭和28年1月5日生)	昭和52年4月 当社入社 平成17年4月 当社食品事業本部営業部営業第一部長 平成19年3月 当社食品事業本部営業統括部長兼営業第一部長 平成21年3月 当社執行役員食品事業本部営業統括部長兼営業第一部長兼営業第三部長 平成21年9月 当社執行役員大阪支店長 平成23年3月 当社執行役員食品営業本部長 平成24年3月 当社代表取締役社長 現在に至る	10,400株
【取締役候補者とした理由】 堀尾容造氏は、平成24年3月から当社の代表取締役社長として経営の指揮を執り、強いリーダーシップで事業を推進しております。企業経営者としての人格、見識とも優れ、その能力、実績および経験を活かして当社経営を担えるものと判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。			
2	み き いつ ろう 三 木 逸 郎 (昭和50年6月7日生)	平成17年3月 玉の肌石鹼株式会社取締役 平成18年3月 ミヨシ石鹼株式会社取締役 平成23年4月 当社入社 平成28年1月 当社執行役員経営企画室長 平成28年3月 当社取締役執行役員経営企画室長 平成29年3月 当社取締役常務執行役員経営企画室長 平成30年3月 当社代表取締役専務執行役員経営企画室長兼食品本部、油化本部管掌 現在に至る	5,600株
【取締役候補者とした理由】 三木逸郎氏は、代表取締役専務執行役員としての職責を担い、また、経営企画室長として、当社グループの食品および油化の両事業の経営方針および経営戦略の策定に携わり、事業を推進しております。経営全般についての豊富な経験・実績・見識を有していることから、当社グループの持続的な企業価値向上に寄与できるものと判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社 株式数
3	やま した ふみ お 山下史生 (昭和29年5月18日生)	昭和52年4月 当社入社 平成19年3月 当社経理部長 平成21年3月 当社執行役員経理部長 平成24年3月 当社取締役執行役員経理部長 平成25年3月 当社取締役執行役員総務・経理・情報システム担当兼経理部長 平成26年4月 当社取締役執行役員総務人事・経理・情報システム担当兼経理部長 平成27年4月 当社取締役執行役員管理部門統括兼経理財務部長 平成28年4月 当社取締役執行役員管理本部長 平成30年3月 当社取締役常務執行役員管理本部長 現在に至る	3,200株
【取締役候補者とした理由】 山下史生氏は、管理本部長として、当社グループの管理部門全体の統括を中心に経営に携わっております。同氏は、経営および経理財務の豊富な知識を有していることから、当社グループの経営の推進および業務効率化の推進役として適任と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			
4	まつ まる みつ あき 松丸光昭 (昭和30年6月26日生)	昭和54年4月 当社入社 平成20年9月 当社油化事業本部油化営業部長 平成22年3月 当社執行役員油化事業本部油化営業部長 平成24年4月 当社執行役員油化本部副本部長（営業担当）兼油脂製品営業部長 平成26年3月 当社取締役執行役員油化本部副本部長（営業担当）兼油脂製品営業部長 平成27年4月 当社取締役執行役員油化本部営業統括兼生産統括 平成28年4月 当社取締役執行役員油化本部長兼営業統括 平成29年4月 当社取締役執行役員油化本部長 現在に至る	1,800株
【取締役候補者とした理由】 松丸光昭氏は、油化本部長として、油化事業に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。今後も、当社グループの経営戦略の策定・推進に適切な人材であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株 式数
5	いし ぐろ たかし 石 黒 隆 (昭和31年11月24日生)	昭和55年4月 当社入社 平成20年6月 当社食品事業本部技術統括部食品油脂研究所長 平成24年6月 当社食品技術本部食品油脂研究所長 平成27年4月 当社食品本部技術部長兼食品油脂研究所長 平成28年3月 当社執行役員食品本部技術統括兼技術部長兼食品油脂研究所長 平成28年10月 当社執行役員食品本部技術統括兼管理本部知的財産部長 平成29年3月 当社取締役執行役員食品本部技術統括兼管理本部知的財産部長 平成30年3月 当社取締役執行役員食品本部長兼技術統括現在に至る	2,100株
<p>【取締役候補者とした理由】 石黒隆氏は、食品事業や食用油脂技術に関する専門的な見識を有していることから、食品本部長として食品部門全体の統率をしております。今後も当社グループの経営戦略の策定・推進に適切な人材であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者といいたしました。</p>			
6	しずく いし ひで あき 雫 石 秀 明 (昭和31年11月30日生)	平成3年2月 当社入社 平成24年3月 当社執行役員人事部長 平成25年3月 当社執行役員総務部長兼人事部長 平成25年3月 ミヨシ保険サービス株式会社（現ミヨシファクトリー株式会社）代表取締役社長（現任） 平成26年4月 当社執行役員総務人事部長 平成28年4月 当社執行役員管理本部総務人事部長 平成29年3月 当社取締役執行役員管理本部総務人事部長 現在に至る (重要な兼職の状況) ミヨシファクトリー株式会社 代表取締役社長	1,900株
<p>【取締役候補者とした理由】 雫石秀明氏は、総務人事部長として、総務・法務・人事労務・人材戦略に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、グループ子会社の代表取締役を務めるなど、経営戦略の知見も有しております。当社グループの持続的な成長と企業価値向上に寄与できると判断し、同氏を引き続き取締役候補者といいたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株 式数
7	まつ むろ さだ お 松 室 貞 夫 (昭和31年9月24日生)	昭和50年4月 当社入社 平成23年3月 当社食品営業本部営業第三部長 平成26年3月 当社執行役員食品営業本部営業第三部長 平成26年4月 当社執行役員食品本部営業統括部長兼営業第三部長 平成28年3月 当社執行役員大阪支店長 平成30年3月 当社取締役執行役員食品本部営業統括 現在に至る	1,200株
<p>【取締役候補者とした理由】 松室貞夫氏は、長年にわたり、営業の最前線で実績をあげると共に営業部門での要職を歴任しており、食品事業に関する豊富な経験と見識を有しております。今後も当社グループの経営戦略の策定・推進に適切な人材であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としていたしました。</p>			
8	新任 たけ した しょう いち 竹 下 昇 一 (昭和33年8月14日生)	昭和52年4月 当社入社 平成27年4月 当社油化本部営業部長 平成28年4月 当社油化本部営業部長兼企画業務部長 平成29年4月 当社油化本部営業統括兼企画業務部長 平成30年3月 当社執行役員油化本部営業統括兼企画業務部長 現在に至る	1,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 竹下昇一氏は、油化本部の営業統括として、営業部門を中心とする幅広い経験と知識を有しております。今後も当社グループの経営戦略の策定・推進に適切な人材であると判断したため、同氏を取締役候補者としていたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社 株式数
9	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> す どう もと お 須 藤 元 雄 (昭和38年4月22日生)	昭和61年4月 当社入社 平成27年4月 当社東京工場長 平成28年7月 当社生産本部生産管理部長兼東京工場長 平成30年3月 当社執行役員生産本部長 現在に至る	1,000株
【取締役候補者とした理由】 須藤元雄氏は、生産本部長として、全工場の生産業務ならびに生産設備に関する豊富な知見を有しております。今後も当社に最適な生産体制の構築について適切な人材と判断したため、同氏を取締役候補者といたしました。			
10	よしだ や りょう いち 吉田谷 良 一 (昭和29年3月31日生)	昭和53年4月 山崎製パン株式会社入社 平成19年3月 同社パン第一本部パン第一部長 平成21年8月 同社執行役員安城工場長 平成23年7月 同社執行役員生産企画室長 平成24年3月 同社取締役生産企画室長 平成25年3月 当社取締役（現任） 平成26年7月 山崎製パン株式会社取締役生産企画本部長兼生産企画部長 平成28年3月 同社常勤監査役 平成29年3月 同社取締役生産管理本部長 平成30年11月 同社取締役生産管理本部長兼生産統括本部生産企画本部長兼生産企画部長、生産統括本部和菓子本部・洋菓子本部担当 現在に至る (重要な兼職の状況) 山崎製パン株式会社 取締役生産管理本部長兼生産統括本部生産企画本部長兼生産企画部長、生産統括本部和菓子本部・洋菓子本部担当	0株
【取締役候補者とした理由】 吉田谷良一氏は、当社の業務提携先である山崎製パン株式会社で生産管理および生産企画部門などの要職に従事し、食品事業における豊富な経験と幅広い知見を有しております。今後も、当社の企業価値向上を推進するために適切な人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 株 式 数
11	<p style="text-align: center;">社外取締役 独立役員</p> <p style="text-align: center;">もり した たか ゆき 森 下 隆 之 (昭和34年4月19日生)</p>	<p>昭和57年10月 監査法人サンワ東京丸の内事務所 (現有限責任監査法人トーマツ) 入所</p> <p>昭和61年3月 公認会計士登録</p> <p>昭和61年8月 税理士登録 森下隆之税理士事務所代表 (現職)</p> <p>昭和62年3月 公認会計士森下隆之事務所代表 (現職)</p> <p>平成13年3月 玉の肌石鹸株式会社監査役 (現任)</p> <p>平成25年3月 当社取締役 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) 公認会計士森下隆之事務所代表 森下隆之税理士事務所代表</p>	3,000株
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>森下隆之氏は、公認会計士および税理士としての長年の経験により企業会計に関する幅広い専門知識を有しております。また当社の経営全般に対し、独立した立場から業務執行に対する適切な監督と有効な助言をいただいているため、引き続き同氏を社外取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社 株式数
12	<p>新任</p> <p>社外取締役</p> <p>独立役員</p> <p>かわ ごえ ひろ ゆき 川 越 敬 之 (昭和29年1月15日生)</p>	<p>昭和51年4月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行</p> <p>平成3年4月 中小企業診断士登録</p> <p>平成8年1月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）新宿御苑前支店長</p> <p>平成10年7月 社会保険労務士登録</p> <p>平成12年10月 株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）広島支店長</p> <p>平成14年10月 同行横浜駅前支社長</p> <p>平成16年4月 同行人事部・人材開発室長</p> <p>平成17年8月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所</p> <p>平成21年7月 同法人ディレクター就任</p> <p>平成29年7月 川越経営労務コンサルティングオフィス開業（現職）</p> <p>現在に至る</p> <p>（重要な兼職の状況） 川越経営労務コンサルティングオフィス代表</p>	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>川越敬之氏は、大手金融機関での要職を歴任後、監査法人に勤務しており、国内外の経済の動向に関する高い見識をもとに、経営や労務等に関する専門知識を有しております。また、中小企業診断士・社会保険労務士としての専門知識・経験も豊富にあることから、独立した立場から経営の意思決定と業務執行等の監督等に十分な役割を果たすことができると考え、同氏を社外取締役候補者としたしました。</p>			

- (注) 1. 栗石秀明氏は、ミヨシファクトリー株式会社の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社との間に、保険契約の取引関係があります。
2. 吉田谷良一氏は、山崎製パン株式会社の取締役を兼務しており、当社は同社との間に、製品の販売の取引関係があります。
3. その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 当社は、吉田谷良一氏との間で会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令で定める最低責任限度額としており、同氏の選任が承認された場合は、引き続き、同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
5. 森下隆之氏は、社外取締役候補者であります。
6. 森下隆之氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
7. 森下隆之氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
8. 当社は、森下隆之氏との間で会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令で定める最低責任限度額としており、同氏の選任が承認された場合は、引き続き、同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
9. 川越敬之氏は、社外取締役候補者であります。
10. 川越敬之氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
11. 川越敬之氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間に、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令で定める最低責任限度額といたします。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

平成30年3月28日開催の第92期定時株主総会において補欠監査役に選任された村山憲二氏の選任の効力は、本総会開始の時をもって失効いたしますので、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役候補者として補欠監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社 株式数
<p style="text-align: center;">むら やま けん じ 村 山 憲 二 (昭和29年10月21日生)</p>	<p>昭和59年10月 監査法人中央会計事務所入所 昭和63年3月 公認会計士登録 平成15年7月 中央青山監査法人代表社員 平成19年8月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）シニアパートナー 平成29年7月 村山公認会計士事務所開設（現職） 平成30年6月 内外テック株式会社社外取締役 現在に至る</p> <p>（重要な兼職の状況） 村山公認会計士事務所代表 内外テック株式会社社外取締役</p>	0株
<p>【補欠監査役候補者とした理由】 村山憲二氏は、公認会計士として幅広い専門知識を有し、監査役に就任された場合に社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、同氏を補欠の社外監査役候補者といたしました。</p>		

- (注) 1. 村山憲二氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 村山公認会計士事務所および内外テック株式会社と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 村山憲二氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
4. 村山憲二氏が補欠監査役に選任され監査役に就任した場合は、当社は同氏との間に社外監査役として期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第423条第1項に定める株式会社に生じた損害を賠償する責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令で定める最低責任限度額といたします。

以 上

(添付書類)

事業報告

(平成30年1月1日から
平成30年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、企業収益の改善と雇用・所得環境の改善が続き、景気は緩やかな回復基調で推移したものの、米国の通商・金融政策の影響や中国および新興国経済の動向が懸念され、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

当油脂加工業界におきましては、市場の成熟化による需要の伸び悩みと生活必需品に対する節約志向や低価格志向が継続するなか、原材料調達コストや物流コストの上昇を受け、厳しい経営環境で推移いたしました。

このような状況のなかで当社グループは、「中期経営計画（2016～2018年）」の最終年として、既存製品の更なる品質向上と多様化する市場ニーズに即応した高付加価値製品の開発など、お客様に満足いただける製品の提供に努めるとともに、各種展示会への出展をはじめ、きめ細かなマーケティング活動を通じて新たな市場開拓と用途開拓に取り組みました。

また、高まる顧客の安全、安心志向に対応するため、積極的な設備投資と品質管理レベルの向上に努める一方、生産体制の効率化や販売価格の改定等、収益の改善に努めましたが、コスト上昇分を吸収するには至りませんでした。

この結果、売上高は456億60百万円（前期比1.4%減）、営業利益は7億45百万円（前期比33.9%減）、経常利益は9億45百万円（前期比29.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は6億88百万円（前期比13.3%減）となりました。

以下、セグメントの概況についてご説明申し上げます。

《 食 品 事 業 》

食品事業につきましては、消費者の節約志向等により、主要販売先である製パン業界、製菓業界、即席麺業界において需要が伸び悩み、更に、記録的な酷暑と相次ぐ自然災害に伴う生産活動の縮小により非常に厳しい環境で推移しました。

このような状況のなか、主力のマーガリン、ショートニングの既存顧客への販売に注力するとともに、多様な機能性を有する粉末油脂を健康食品や冷凍食品等の新たな市場に向けて拡販を図りました。また、技術開発力を強化し、近年高まりを見せる「レスニーズ」（添加物等を配合しない製品ニーズ）に応える新製品を開発し、各種展示会への出展等を通じて新規顧客の開拓に努めました。

一方、生産面では、「AIB国際検査統合基準」に基づいた品質管理体制を全ての食品工場で強化するとともに、千葉、神戸の東西主力工場において、食品安全システムに関する国際認証規格「FSSC22000」の認証を取得し、食の安全・安心への対応を推し進めました。

その結果、売上高は309億4百万円（前期比3.7%減）、営業利益は、主力製品のマーガリンに使用しております乳製品等の原材料価格が高騰し、販売価格の改定に努めましたが、97百万円（前期比82.1%減）となりました。

《 油 化 事 業 》

工業用油脂製品につきましては、合成樹脂、界面活性剤、塗料、ゴム、トイレットリー、潤滑油等の業界において景気の緩やかな回復基調が継続しており、海外向けのゴムタイヤや繊維産業関連分野への脂肪酸やグリセリンの需要が堅調に推移しました。また、国内においても石鹼用調合脂肪酸や乳化重合用脂肪酸が順調に推移しました。

界面活性剤製品につきましては、紙・パルプ分野の家庭紙用薬剤が、大手製紙メーカーでの新商品投入等により好調に推移し、海外市場においても中国への輸出が伸びました。また、香粧品分野では、好調な国内マーケットを反映して化粧品用クレンジング基剤が好調に推移し、環境関連分野においても、飛灰用重金属処理剤の再販需要は一段落したものの、廃水用重金属処理剤の販売が増加しました。

その結果、売上高は146億24百万円（前期比4.2%増）、営業利益は5億79百万円（前期比10.5%増）となりました。

(2) セグメント売上状況

事業別	売上高	
	金額	構成比率
	百万円	%
食品事業	30,904	67.7
油化事業	14,624	32.0
その他	131	0.3
合計	45,660	100.0

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資総額は、11億30百万円であり、その主なものは、次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主要設備

当社

名古屋工場 化成品製造設備の更新 (油化事業)

千葉工場 衛生・防犯設備の増強 (食品事業)

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度において、重要な資金調達はありません。

(5) 財産および損益の状況

区分	平成27年度 第90期	平成28年度 第91期	平成29年度 第92期	平成30年度 第93期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	45,270	45,919	46,289	45,660
経常利益 (百万円)	759	1,391	1,334	945
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	360	471	793	688
1株当たり当期純利益	34円97銭	45円76銭	77円09銭	67円14銭
純資産合計 (百万円)	23,212	23,539	25,298	23,734

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数を用いて算定しております。なお、第93期より「役員報酬BIP信託」を導入し、当該信託が所有する当社株式を自己株式数に含めて算出しております。
2. 平成29年7月1日付で普通株式10株を1株の割合で併合したため、第90期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、国内人口の減少等により需要が低迷するなか、流通大手の低価格志向による競争の激化と油脂原料をはじめとする各種原材料価格の変動等が懸念され、厳しい状況で推移すると思われます。

このような事業環境において当社グループは、「新中期経営計画（2019～2021年）」を策定し、食品事業においては、「おいしさ」と「健康」に貢献するために、油化事業においては、未来に誇れる安心な生活環境を創造するために、それぞれの領域において各種テーマに取り組み、食品事業と油化事業を二本柱とする強固な経営基盤の構築に努めてまいります。

また、高まる顧客の安全、安心志向に対応するため、積極的な設備投資と品質管理レベルの向上に努めるとともに、生産体制の効率化と各種コスト削減を通じて企業体質強化を推進してまいります。更に、当社グループ全体のコンプライアンス意識の醸成に努めるとともにコーポレート・ガバナンス体制を強化し、当社グループに対する信頼性の確保を図ってまいります。

引き続き全社一丸となって業績ならびに企業価値の向上に邁進する所存でございますので、株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 重要な親会社および子会社の状況（平成30年12月31日現在）

① 親会社との関係

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 百万円	当社の議決権比率 %	主要な事業内容
ミヨシ商事株式会社	65	100.0	食用油脂製品、食料品、石鹼、洗剤の 販売ならびに不動産賃貸業
ミヨシ物流株式会社	124	80.6	貨物運送取扱事業ならびに倉庫事業

③ 特定完全子会社の状況

該当する事項はありません。

(8) 主要な事業内容（平成30年12月31日現在）

事業別	主要製品等
食品事業	マーガリン、ショートニング、ラード、粉末油脂、ホイップクリーム、その他食用加工油脂
油化事業	脂肪酸、グリセリン、工業用石鹼、その他工業用油脂、繊維用処理剤、消泡剤、香粧品原料、重金属捕集剤、重金属固定剤、その他各種界面活性剤
その他	不動産賃貸、原料油脂等

(9) 主要な営業所および工場（平成30年12月31日現在）

① 当社の事業所

本社（東京都葛飾区）	大阪支店（大阪府大阪市）	名古屋支店（愛知県名古屋市）
福岡支店（福岡県福岡市）	札幌営業所（北海道札幌市）	東京工場（東京都葛飾区）
千葉工場（千葉県千葉市）	名古屋工場（愛知県岩倉市）	神戸工場（兵庫県神戸市）

② 子会社の主要な事業所

ミヨシ商事(株)（東京都葛飾区）
ミヨシ物流(株)（東京都葛飾区）

(10) 従業員の状況（平成30年12月31日現在）

従業員数	前期末比増減
557 名	2 (減) 名

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数に臨時従業員は含んでおりません。

(11) 主要な借入先 (平成30年12月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	5,005 ^{百万円}
農 林 中 央 金 庫	2,842
株 式 会 社 千 葉 銀 行	1,190
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,020
株 式 会 社 常 陽 銀 行	862
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	180

(注) 上記借入金残高には、シンジケートローンとしての借入金残高3,000百万円が含まれております。

2. 会社の株式に関する事項（平成30年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 29,897,100株
- (2) 発行済株式総数 10,306,895株
(自己株式5,164株を含む。)
- (3) 株 主 数 6,323名
(前期末比10名増)
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
山 崎 製 パ ン 株 式 会 社	1,030 ^{千株}	10.01%
日 清 オ イ リ オ グ ル ー プ 株 式 会 社	1,030	10.01
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	409	3.98
農 林 中 央 金 庫	409	3.98
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	385	3.74
ミ ヨ シ 協 力 会	376	3.65
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	333	3.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	188	1.82
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	179	1.74
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	152	1.48

(注) 持株比率は、自己株式（5,164株）を控除して計算しております。なお、「役員報酬BIP信託」の所有する当社株式は、自己株式に含めておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成30年3月28日開催の第92期定時株主総会において、当社の取締役（代表取締役社長および業務執行取締役に限り、社外取締役を除く）を対象として、業績連動型株式報酬制度の導入を決議し、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託と称される仕組みを採用しています。

なお、平成30年12月31日現在、「役員報酬BIP信託」の所有する当社株式数は、72,100株であります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成30年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	堀 尾 容 造	
代表取締役 専務執行役員	三 木 逸 郎	経営企画室長 兼 食品本部、油化本部管掌
取締役 常務執行役員	山 下 史 生	管理本部長
取締 役員 執行 役員	松 丸 光 昭	油化本部長
取締 役員 執行 役員	石 黒 隆	食品本部長 兼 技術統括
取締 役員 執行 役員	栗 石 秀 明	管理本部総務人事部長 ミヨシファクトリー株式会社 代表取締役社長
取締 役員 執行 役員	松 室 貞 夫	食品本部営業統括
取 締 役	吉田谷 良 一	山崎製パン株式会社 取締役生産管理本部長兼 生産統括本部生産企画本部長兼生産企画部長、 生産統括本部和菓子本部・洋菓子本部担当
取 締 役	森 下 隆 之	公認会計士森下隆之事務所 代表 森下隆之税理士事務所 代表
取 締 役	大 矢 武 史	
常 勤 監 査 役	大 村 章 夫	
常 勤 監 査 役	刈 谷 健 二	
常 勤 監 査 役	斎 藤 薫	
監 査 役	深 野 英 則	

- (注) 1. 上記取締役のうち森下隆之氏および大矢武史氏は、会社法第2条第15号に規定する社外取締役であります。
2. 上記監査役のうち刈谷健二氏および斎藤薫氏は、会社法第2条第16号に規定する社外監査役であります。
3. 上記取締役のうち森下隆之氏および大矢武史氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員であります。
4. 上記監査役のうち大村章夫氏、刈谷健二氏および斎藤薫氏は、金融機関における長年の経験があり、各氏とも財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 平成30年3月28日開催の第92期定時株主総会終結の時をもって、取締役横溝修、廣田晴一、藤原嘉文の3氏は辞任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	13名 (2名)	217百万円 (10百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	52百万円 (28百万円)
合 計 (うち社外役員)	17名 (4名)	270百万円 (39百万円)

- (注) 1. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額 年額310百万円以内
(平成22年3月26日開催 第84期定時株主総会決議)
2. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額 年額55百万円以内
(平成22年3月26日開催 第84期定時株主総会決議)
3. 上記には、役員報酬BIP信託の当事業年度の費用計上額6百万円は含まれておりません。
4. 上記のほか、社外役員が当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の総額は1名3百万円であります。
5. 当社は、平成28年3月29日開催の第90期定時株主総会終結の時をもって、取締役および監査役の退職慰労金制度を廃止し、第90期定時株主総会終結後引き続き在任する取締役および監査役に対しては、制度廃止までの在任期間に対応するものとして退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しました。これに基づき、上記の他、当期中に退任した取締役2名に対し41百万円の退職慰労金を支給しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役吉田谷良一氏、森下隆之氏、大矢武史氏および監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役森下隆之氏は、公認会計士森下隆之事務所および森下隆之税理士事務所の代表を兼務しておりますが、当社と特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
森下隆之 (取締役)	5年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会 17回全てに出席	公認会計士および税理士として財務および会計に関する知見に基づき、議案、審議全般において必要な発言、提言を行っております。
大矢武史 (取締役)	1年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会 17回中16回に出席	不動産・金融業界での豊富な専門知識や経験に基づき、議案、審議全般において必要な発言、提言を行っております。
刈谷健二 (常勤監査役)	6年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会 17回および監査役会15回全てに 出席	金融業務の経験で培われた企業経営に関する見識に基づき、議案、審議全般において必要な発言、提言を行っております。
斎藤 薫 (常勤監査役)	5年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会 17回および監査役会15回全てに 出席	金融業務の経験で培われた企業経営に関する見識に基づき、議案、審議全般において必要な発言、提言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(注) 新日本有限責任監査法人は平成30年7月1日付をもって、名称をEY新日本有限責任監査法人に変更しております。

(2) 会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等
30百万円
- ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
30百万円

(注) 1. 監査役会は、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社は、会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役、従業員を含めた行動規範として企業倫理行動を定めた「ミヨシ油脂行動規範」を遵守する。また、「コンプライアンス規程」の運用等、各種制度を整備・確立し、取締役の法令違反行為を抑制・防止する。あわせて、取締役会については「取締役会規則」に則り、その適切な運営が確保されたなかで月1回開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催して取締役間の意思疎通と迅速な意思決定を図るとともに相互に業務執行を監督し、必要に応じて外部の専門家を起用し法令違反行為を未然に防止する。また、当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行については、監査役会の定める監査の方針及び分担に従い各監査役の監査の対象になり、経営機能に対する監督強化を図る。

社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対しては、一切の関係を断固拒絶し、不当要求等があった場合には、警察等の外部専門機関及び顧問弁護士と連携し、組織的に対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「情報管理規程」に基づき管理基準及び管理体制を整備し、法令及び社内規則に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にし、適切かつ確実に保存・管理する。また、セキュリティ防御により不正アクセスに対する電磁的情報の漏洩対策を施す。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

平時におけるリスク管理については、「リスク管理規程」に基づき、リスク管理責任者を社長とするリスク管理委員会がリスク管理の主管部門となり、定期的なリスクの洗い出し等、業務執行に係る個々のリスクを明確にし、リスク管理体制を構築する。また、不測の事態の発生等の有事の際には、「災害対策マニュアル」及び「ビジネス危機対策マニュアル」に従い、社長を本部長とする対策本部を設置し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会をスリム化し、執行役員制度を導入して、取締役会の意思決定の迅速化と業務執行機能・チェック機能の両機能を高めることとする。

ロ. 取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて随時開催する。なお、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に取締役（常勤）、監査役によって構成される月2回の経営会議において議論を行い、その審議を経て意思決定を行うことにより、経営機能を一層有効に発揮する体制をとるものとする。

- ハ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」に則り、行うものとする。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ. 社長を委員長とするコンプライアンス委員会を法令遵守の主管部門と位置づけ、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンスプログラム」に則り、コンプライアンス体制の整備と推進を図る。
- ロ. 法令等の遵守、違反行為、不正行為の未然防止を徹底するため、企業倫理行動を定めた「ミヨシ油脂行動規範」を使用人に周知徹底し、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンスプログラム」に則り、コンプライアンス意識の向上に向けた教育研修を実施する。
- ハ. 法令その他コンプライアンス違反に関する事実についての通報相談窓口として、総務人事部長と社外の弁護士へのヘルプラインを設置し運用する。
- 二. 客観性と公正性を確保するため、内部監査部門である監査室を社長直轄部門とし、監査室が定期的に監査を実施する。
- ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社は、「関係会社管理規程」に則り当社グループの経営管理を行うものとし、子会社の営業成績、財務状況、その他経営上の重要事項について当社への定期的な報告を義務付ける。また、関係会社事業報告会を開催し、経営の重要課題について報告を受ける。
- ロ. 当社グループは、当社グループ各社で当社に準じた「リスク管理規程」を策定・運用し、当社で定期的開催するリスク管理委員会で当社グループの損失の危機の管理を行う。
- ハ. 当社グループは、当社グループ各社で当社に準じた業務分掌、組織、職務権限に関する規程を定め、これらの規程に基づき業務を執行することにより子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- 二. 当社グループは、「ミヨシ油脂行動規範」並びに「コンプライアンス規程」を当社グループ全体に適用するとともに、当社グループの役員及び使用人が利用できる社外の弁護士へのヘルプラインを設置することにより、子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
- ホ. 当社の監査役及び会計監査人の監査を通し、当社グループの業務の適正を確保する。また監査室が監査を実施し、内部統制の有効性と業務の効率性を確保する体制を構築する。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役から監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、監査役の職務を補助すべき使用人に関する規程を定め、当社の使用人から監査役の職務を補助すべき使用人を任命することとする。

- ⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
- イ. 監査役の職務を補助すべき使用人の人事に関しては、取締役からの独立性を確保するため、取締役と監査役とが協議の上で決定する。なお、当該使用人は業務の執行に係る役職を兼務しないこととする。
 - ロ. 監査役の職務を補助すべき使用人は、取締役の指揮命令を受けないこととし、当該使用人の人事及びその変更については、監査役の同意を要することとする。
- ⑨ 当社グループの役員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 当社の取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
 - ロ. 当社の監査役は、当社グループの法令遵守状況、業務上のリスクに関する状況及び内部通報の状況について、定期的に開催する当社のコンプライアンス・リスク管理委員会で報告を受け、必要に応じて担当役員にその説明を求めることができる。
 - ハ. 監査役は、監査室が実施する当社グループの業務監査の結果について報告を受ける。
 - ニ. 当社グループの役員及び使用人は、当社グループの経営、業績に影響を与える重要な事項や重大な法令・定款違反行為その他会社に著しい損害を与える事項が発生した場合は、「関連会社管理規程」に則り、所管部門に対して速やかな報告を行い、所管部門は当該内容を取締役及び監査役に報告する。
- ⑩ 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社グループの役員及び使用人は、当社グループの経営、業績に影響を与える重要な事項や重大な法令・定款違反行為その他会社に著しい損害を与える事項について当社に対して報告を行ったことを理由に不利な取扱いを受けない。
- ⑪ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する事項
- 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑫ その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役会は、定期的に代表取締役社長との意見交換を行うことができるものとする。また、監査業務に関し、会計監査人及び顧問弁護士と定期的に会合をもつものとする。

⑬ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、当社グループにおける内部統制システムの構築を行う。また、その体制が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

① 取締役の職務の執行体制

取締役は、「取締役会規則」に則り、取締役会を17回開催し、法令または定款に定められた事項および経営上重要な事項の決議を行うとともに、他の取締役の職務の執行状況について監督を行いました。

② 監査役の監査体制

監査役は、取締役会の他、経営会議、コンプライアンス・リスク管理委員会等の重要な会議に出席するとともに、取締役等から業務執行の状況について直接聴取し、内部統制システムの運用状況について確認しました。また、代表取締役社長、会計監査人、監査室および顧問弁護士等と情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を確保しています。

③ コンプライアンスの推進ならびにリスクの管理

従業員等の法令遵守状況や各種リスクの発生状況について調査するとともに、コンプライアンス・リスク管理委員会を年2回開催し、問題の早期発見と改善措置に取り組みました。また、全事業所においてコンプライアンス研修を実施し、全社的なコンプライアンス意識の向上に努めました。

④ 当社グループの管理

当社の行動指針である「ミヨシ油脂行動規範」をグループ会社に適用し、子会社より、コンプライアンスの推進状況およびリスク管理の状況について定期的に報告を受けるとともに、関係会社事業報告会を開催し、各社の事業の推進状況について確認いたしました。また、社長直轄部門である監査室が、当社および子会社の内部統制監査および業務監査を実施いたしました。

連結貸借対照表

(平成30年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	24,679	流動負債	19,647
現金及び預金	5,128	支払手形及び買掛金	8,774
受取手形及び売掛金	11,991	電子記録債務	1,027
電子記録債権	1,561	短期借入金	3,975
商品及び製品	2,407	一年内返済予定の長期借入金	3,581
仕掛品	564	未払法人税等	88
原材料及び貯蔵品	2,591	設備関係電子記録債務	466
繰延税金資産	71	その他	1,735
その他	419		
貸倒引当金	△58		
固定資産	26,664	固定負債	7,961
有形固定資産	15,015	長期借入金	3,726
建物及び構築物	4,455	役員退職慰労引当金	89
機械装置及び運搬具	4,516	役員株式給付引当金	6
土地	5,325	退職給付に係る負債	2,291
建設仮勘定	270	繰延税金負債	1,113
その他	447	資産除去債務	51
無形固定資産	280	その他	681
特許権	53		
借地権	60	負債合計	27,608
商標権	5	(純資産の部)	
ソフトウェア	56	株主資本	20,480
その他	104	資本金	9,015
投資その他の資産	11,367	資本剰余金	5,492
投資有価証券	8,952	利益剰余金	6,098
長期貸付金	6	自己株式	△124
退職給付に係る資産	2,242	その他の包括利益累計額	3,229
その他	191	その他有価証券評価差額金	2,874
貸倒引当金	△25	退職給付に係る調整累計額	354
		非支配株主持分	24
資産合計	51,343	純資産合計	23,734
		負債純資産合計	51,343

連結損益計算書

(平成30年1月1日から
平成30年12月31日まで)

科 目	内 訳 金 額	合 計 金 額
	百万円	百万円
売上高		45,660
売上原価		38,646
売上総利益		7,014
販売費及び一般管理費		6,268
営業利益		745
営業外収益		
受取利息	1	
受取配当金	217	
持分法による投資利益	9	
その他の	149	376
営業外費用		
支払利息	113	
その他の	63	177
経常利益		945
特別利益		
投資有価証券売却益	126	126
特別損失		
有形固定資産除却損	82	82
税金等調整前当期純利益		989
法人税、住民税及び事業税	61	
法人税等調整額	236	298
当期純利益		690
非支配株主に帰属する当期純利益		2
親会社株主に帰属する当期純利益		688

連結株主資本等変動計算書

(平成30年1月1日から
平成30年12月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
平成30年1月1日残高	9,015	5,492	5,821	△24	20,304
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△411		△411
親会社株主に帰属する当期純利益			688		688
自己株式の取得				△100	△100
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	276	△100	176
平成30年12月31日残高	9,015	5,492	6,098	△124	20,480

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
平成30年1月1日残高	4,091	880	4,971	22	25,298
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△411
親会社株主に帰属する当期純利益					688
自己株式の取得					△100
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△1,217	△525	△1,742	2	△1,740
連結会計年度中の変動額合計	△1,217	△525	△1,742	2	△1,563
平成30年12月31日残高	2,874	354	3,229	24	23,734

貸借対照表

(平成30年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	23,482	流動負債	18,933
現金及び預金	4,421	支払手形	4
受取手形	1,275	電子記録債権	1,027
電子記録債権	1,561	買掛金	8,091
売掛金	10,263	短期借入金	3,975
商品及び製品	2,371	一年内返済予定の長期借入金	3,581
仕掛品	564	未払金	630
原材料及び貯蔵品	2,589	未払費用	742
前払費用	54	未払法人税等	85
繰延税金資産	63	未払消費税等	140
その他の資産	369	設備関係電子記録債権	466
貸倒引当金	△52	その他	188
固定資産	25,424	固定負債	7,372
有形固定資産	14,820	長期借入金	3,726
建物	3,999	退職給付引当金	1,982
構築物	420	役員退職慰労引当金	89
機械及び装置	4,503	役員株式給付引当金	6
車両運搬具	12	資産除去債務	51
工具、器具及び備品	423	繰延税金負債	895
土地	5,189	その他	620
建設仮勘定	270	負債合計	26,305
無形固定資産	267	(純資産の部)	
特許権	53	株主資本	19,852
借地権	60	資本金	9,015
商標権	5	資本剰余金	5,492
ソフトウェア	49	資本準備金	5,492
その他の無形資産	97	利益剰余金	5,454
投資その他の資産	10,337	利益準備金	1,076
投資有価証券	7,961	その他利益剰余金	4,378
関係会社株	722	別途積立金	2,030
長期貸付金	6	繰越利益剰余金	2,348
前払年金費用	1,497	自己株式	△109
その他の資産	151	評価・換算差額等	2,748
貸倒引当金	△3	その他有価証券評価差額金	2,748
資産合計	48,906	純資産合計	22,601
		負債純資産合計	48,906

損 益 計 算 書

(平成30年 1 月 1 日から
平成30年12月31日まで)

科 目	内 訳 金 額	合 計 金 額
	百万円	百万円
売 上 高		43,205
売 上 原 価		36,405
売 上 総 利 益		6,800
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,065
営 業 利 益		734
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1	
受 取 配 当 金	225	
そ の 他	146	372
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	111	
そ の 他	62	174
経 常 利 益		933
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	126	126
特 別 損 失		
有 形 固 定 資 産 除 却 損	82	82
税 引 前 当 期 純 利 益		977
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	57	
法 人 税 等 調 整 額	240	298
当 期 純 利 益		678

株主資本等変動計算書

(平成30年1月1日から
平成30年12月31日まで)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
平成30年1月1日残高	百万円 9,015	百万円 5,492	百万円 5,492
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			
事業年度中の変動額合計	—	—	—
平成30年12月31日残高	9,015	5,492	5,492

	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計			
		別途積立金	繰越利益 剰余金				
平成30年1月1日残高	百万円 1,076	百万円 2,030	百万円 2,082	百万円 5,188	百万円 △9	百万円 19,686	
事業年度中の変動額							
剰余金の配当			△412	△412		△412	
当期純利益			678	678		678	
自己株式の取得					△100	△100	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	266	266	△100	166	
平成30年12月31日残高	1,076	2,030	2,348	5,454	△109	19,852	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成30年1月1日残高	百万円 3,940	百万円 3,940	百万円 23,626
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△412
当期純利益			678
自己株式の取得			△100
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△1,192	△1,192	△1,192
事業年度中の変動額合計	△1,192	△1,192	△1,025
平成30年12月31日残高	2,748	2,748	22,601

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成31年2月18日

ミヨシ油脂株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 定留尚之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石井 誠 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ミヨシ油脂株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ミヨシ油脂株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成31年2月18日

ミヨシ油脂株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 定 留 尚 之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石 井 誠 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ミヨシ油脂株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第93期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等およびEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容（財務報告に係る内部統制を含む。）は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成31年2月19日

ミヨシ油脂株式会社 監査役会

常勤監査役	大村章夫	Ⓔ
常勤監査役(社外監査役)	刈谷健二	Ⓔ
常勤監査役(社外監査役)	斎藤薫	Ⓔ
監査役	深野英則	Ⓔ

以上

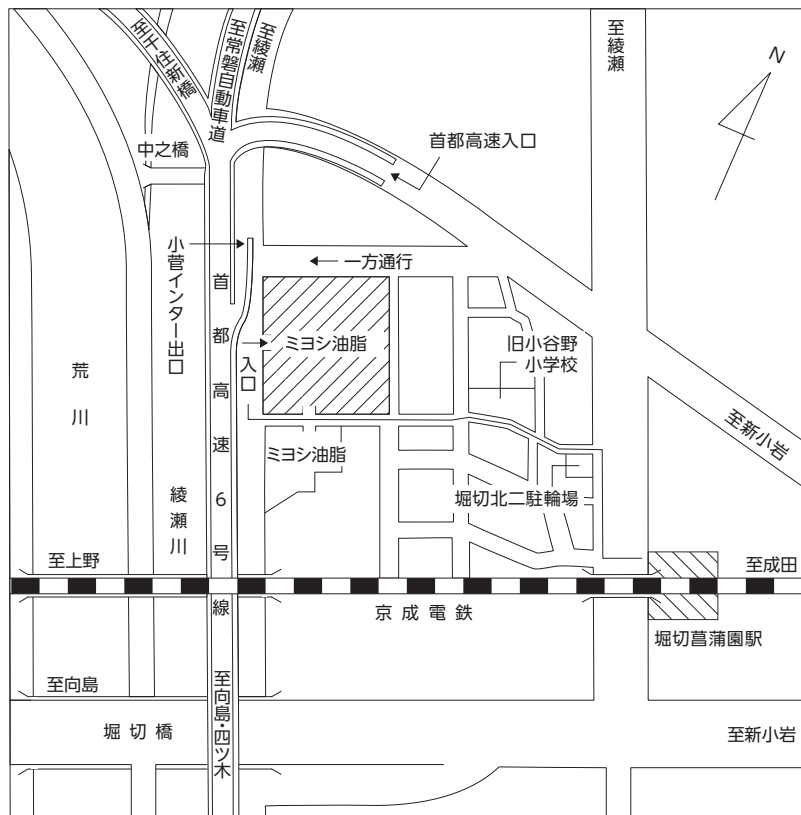
会場ご案内図

会場 東京都葛飾区堀切四丁目66番1号

当社本社講堂

電話 03 (3603) 1111

京成電鉄 堀切菖蒲園駅下車 徒歩7分



※ 本会場の駐車場には限りがございますので、極力公共交通機関をご利用ください。